

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認長野地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	3 件
厚生年金関係	3 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 9 月 25 日から 39 年 1 月 29 日まで
A社に勤務していた申立期間は、脱退手当金が支給された記録となっているが、脱退手当金を受給した記憶は無い。
申立期間について、脱退手当金の支給記録を取り消し、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、A社における被保険者資格喪失日(昭和 39 年 1 月 29 日)から約 1 年 8 か月後の 40 年 9 月 30 日に支給決定されていることから、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間前の 2 回の被保険者期間がその計算の基礎に含まれておらず、未請求となっているが、申立人がこれを失念するとは考え難い上、申立人は、A社における資格喪失日の約 2 か月後の昭和 39 年 3 月 19 日に婚姻して改姓しているにもかかわらず、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票及び厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿では、氏名変更処理が行われていないことから、申立期間に係る脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられ、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

長野厚生年金 事案 979

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を、20万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 13 年 12 月

年金事務所からの通知により、A社に勤務していた平成13年12月の標準報酬月額が、遡及して引き下げられていることが判明した。当該処理には納得できないので元の標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立期間に係る申立人の標準報酬月額は、当初、申立人が主張する20万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（平成14年3月21日）の後の同年4月8日付けで、13年12月1日に遡及して標準報酬月額を9万8,000円に引き下げられていることが確認できる。

また、商業登記簿によると、申立人は、申立期間において当該事業所の取締役であったことが確認できるところ、当該事業所の複数の元従業員は、「申立人は、申立期間当時、工場の現場担当であったので、経営には関与しておらず、社会保険事務についても権限を有していなかった。社会保険事務は事業主とその妻が行っていた。」旨を証言していることから、申立人は、当該標準報酬月額の遡及訂正処理について、関与していなかったと考えられる。

これらを総合的に判断すると、平成13年4月8日付けで行われた標準報酬月額の遡及訂正処理は事実には即したものとは考え難く、かかる処理を行う合理的な理由は無く、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、20万円に訂正することが必要と認められる。

長野厚生年金 事案 977

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年11月6日から30年7月21日まで
A社に勤めていた申立期間について、脱退手当金が支給されたことになっている。
しかし、脱退手当金を受け取った記憶は全く無いので、脱退手当金の支給記録を取り消し、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の資格喪失日前後各1年間に資格を喪失し受給要件を満たしている13名のうち、8名に脱退手当金の支給記録があり、当該8名全員について、厚生年金保険被保険者資格喪失日から6か月以内に脱退手当金の支給決定が行われている上、申立期間においてA社で社会保険事務を担当していた元従業員は「A社には、脱退手当金請求書が備え付けてあり、退職者には当該請求書に記名押印してもらい、会社が社会保険事務所に郵送又は持参していた。」と証言していることから、当時、当該事業所においては、事業主による脱退手当金の代理請求が慣例的に行われており、申立人についても、代理請求が行われた可能性が高いと考えられる。

また、申立人の脱退手当金は、A社における厚生年金保険被保険者資格喪失日（昭和30年7月21日）から約2か月後の同年9月20日に支給決定が行われている上、申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）の保険給付欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示に加え、資格期間、平均標準報酬月額、支給金額、支給年月日及び該当条文の記載が確認できるなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

加えて、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金

を受給していないことをうかがわせる特段の事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 11 月 21 日から 40 年 2 月 28 日まで
② 昭和 41 年 9 月 16 日から 46 年 12 月 21 日まで

A 社 B 工場に勤めていたときの厚生年金保険被保険者期間については脱退手当金を受給した。

その後、C 市役所から通知が来て、「脱退手当金の期間を埋めろ」と言われたので、市役所と D 社会保険事務所（当時）に 1 年ほどかけてお金を納めた。

それにもかかわらず、申立期間が脱退手当金の支給済期間とされていることに納得がいかないので、脱退手当金の支給記録を取り消し、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の脱退手当金の受給を認めている上、年金事務所には申立人の自署による脱退手当金裁定請求書及び脱退手当金領収証が保管されており、申立人が申立期間の脱退手当金を受給したことは明らかである。

また、申立てに係る脱退手当金について、申立人は、「昭和 56 年に、C 市役所から通知を受け、1 年ほどかけて脱退手当金のお金を支払ったのに、支給記録が取り消されていないのは納得できない。」と主張しているが、日本年金機構からは、「支給済の脱退手当金を返還納付できるのは、厚生年金保険法改正法（昭和 36 年法律第 182 号）附則第 9 条第 6 項による昭和 36 年 11 月 1 日から 37 年 4 月 30 日までの期間内における限定的取扱いのみであり、それ以外に脱退手当金を返還できる制度は存在しない。」旨の回答を得ている。

なお、申立人は、脱退手当金の受給を認めながら、当該脱退手当金を返還したと主張して記録の訂正を求めているが、年金記録確認第三者委員会は、申立

人が、当時脱退手当金を受給したか否かを踏まえて年金記録の訂正の要否を判断するものであり、申立人は、受給したことを認めながら、記録の訂正を求めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 6 月 21 日から 42 年 2 月 21 日まで
6 年ほど前、社会保険事務所（当時）の職員 2 名が自宅に来て、おわびをして帰ったことがあった。その後、脱退手当金の確認はがきが届き、当時のことを思い出した。自分は脱退手当金を受け取っておらず、社会保険事務所の職員が自宅までおわびに来たのは、脱退手当金の記録に誤りがあったからに違いないので支給記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金の請求書類として提出された脱退手当金裁定請求書には、申立人自身しか知り得ない A 社退職後の転居先の住所及び退職後に任意加入した国民年金の期間が記載され、昭和 43 年 12 月 24 日に B 社会保険事務所へ提出されている上、当該社会保険事務所では、脱退手当金裁定伺を作成して決裁を得るなど適正に裁定手続が行われていることが確認できる。

また、申立人の厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱 B」の表示が確認できるとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、裁定請求書の受付日から約 2 か月後の昭和 44 年 3 月 5 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人は社会保険事務所において不適切な事務処理があったはずであると主張するものの、それを裏付ける事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。